

農地保有合理化事業
(農地売買等事業)が
新しい制度
に変わります。

農地中間
管理事業
+
特例事業



「農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理事業推進法）」と「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法（基盤法）等の一部を改正する法律」が第 185 回臨時国会にて平成 25 年 12 月 5 日に成立し、12 月 13 日に公布されました。

このことにより、昭和 45 年農地法改正により創設された農地保有合理化事業は、新たな制度に生まれ変わります。

農地の貸借・売買の新しい仕組み

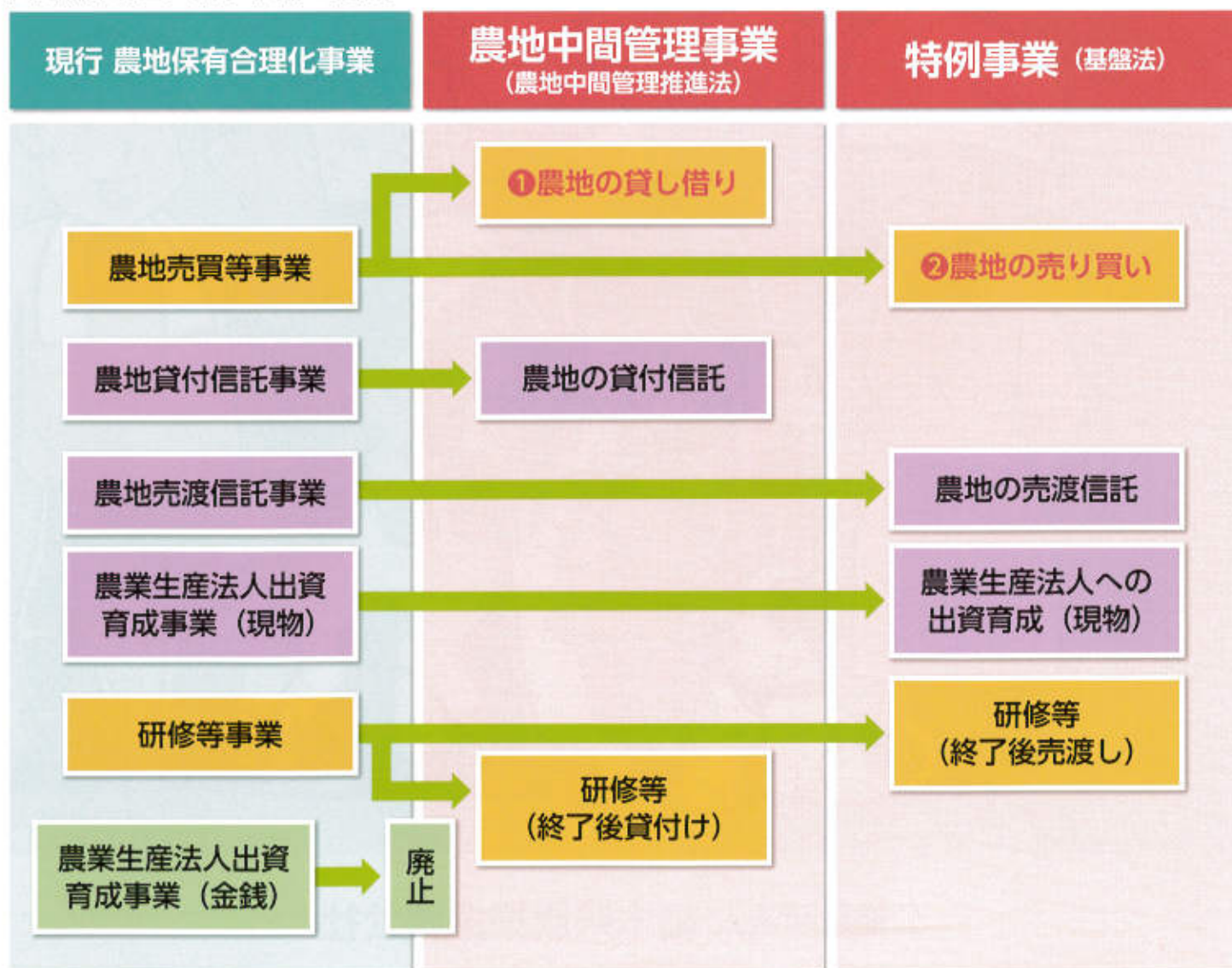
農地中間管理機構の設置

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業を公正かつ適正に行うことができる法人を都道府県知事が指定し、都道府県に 1 つ設置されます。

また、農地保有合理化事業の中核となっている「農地売買等事業」のうち、農用地等を借入れて担い手等に貸付ける事業は、新たに制定された「農地中間管理事業推進法」に位置付けられた「**農地中間管理事業**」として実施されます。

また、農用地を買入れ、売渡す事業は、基盤法に位置付けられた「**農地中間管理機構が行う特例事業**」として実施されることとなります。

■ 制度改正に伴う事業の変更



1

農地の貸し借り（農地中間管理事業）

出し手



借受け

農地中間管理機構

- ① 農地を借受け（農地中間管理権）
- ② 必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施
- ③ 担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して、貸付け
- ④ 貸し付けるまでの間、農地として管理



貸付け

都道府県知事が
農用地利用配分計画[®]を
公告

権利移動

受け手
（担い手）



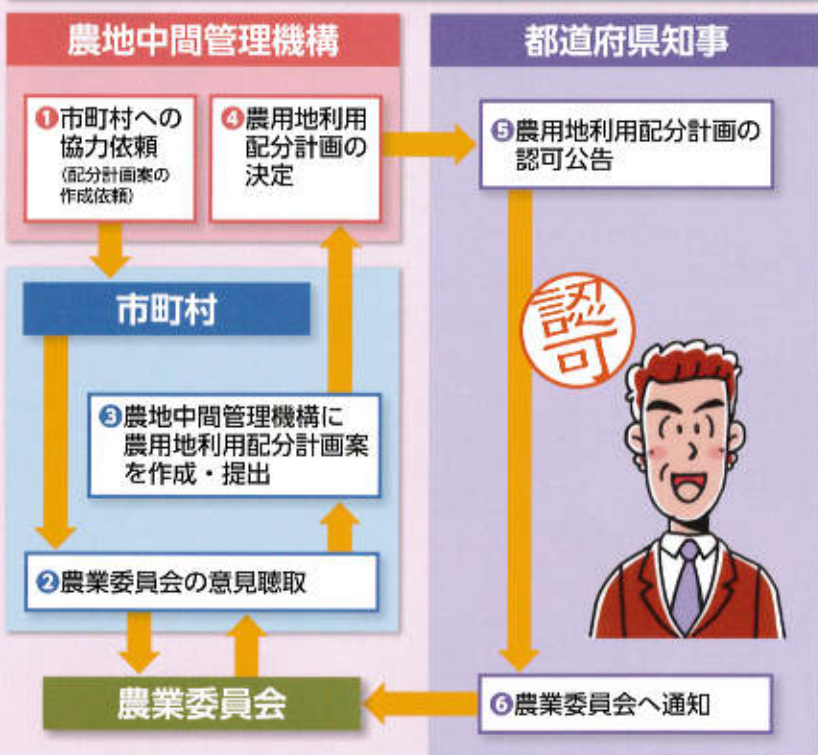
農業
生産法人等

※農用地利用配分計画とは

農地中間管理機構が定めた「農用地利用配分計画」を知事が公告することにより、農地の権利移動が行われます（農地法に基づく農業委員会の許可は不要）。

これは、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付ける手続きをできるだけ簡単にする観点から設けられた仕組みです。

農用地利用配分計画作成の流れ



※農地中間管理機構が市町村に農用地利用配分計画案の作成・提出を求めた場合の流れを示しています。

機構から農地を借りる場合の流れ

農地中間管理機構による借受希望者の募集への応募（公募制度）

農地中間管理機構による借受希望者リストの公表

農地中間管理機構が事業規程（貸付先決定ルール）に基づき、受け手を選定

農地中間管理機構と借受希望者との交渉

農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定

都道府県が農用地利用配分計画を認可

都道府県が農用地利用配分計画を公告（農地の権利移動）

2 農地の売り買い（特例事業）

- (1) 農地の取引には、契約書の作成、登記手続き、農地法の許可（又は、農用地利用集積計画の公告）などが必要なため、通常の不動産取引以上に、事務手続きに手間暇がかかります。そんなときは、農地中間管理機構におまかせ下さい。
- (2) 出し手（地主）には、農地中間管理機構がすぐに土地代金を支払います。

